

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校教務部長
各管区警察局広域調整部(総務監察・広域調整部)長

警察庁丁捜二発第17号
平成31年2月4日
警察庁刑事局捜査第二課長

知能犯罪に関する告訴・告発の取扱いについて(通達)

知能犯罪に関する告訴・告発(以下「告訴・告発」という。)は、国民が警察を最後の拠り所として犯人の処罰を求めてくるものであり、警察捜査に対する期待や関心が高いことから、その受理・処理が適正に行われず、万一、警察が相談を受けながら受理又は不受理の迅速な判断を怠ったり、理由なく受理を渋ったり、受理した事件の処理が遅れたりするようなことがあれば、警察に対する国民の信頼は大きく失墜する。

告訴・告発の取扱状況については、未処理事件数は減少傾向にあるものの、初期相談から受理・不受理の判断がなされないまま1年以上が経過した事案や受理后1年以上が経過した長期未処理事件の割合が依然高水準で推移するなど厳しい状況であることから、各都道府県警察においては、告訴・告発の受理・処理が迅速かつ適正に行われるよう、下記により諸対策を講じられたい。

記

1 迅速適正な取扱いの推進

告訴・告発相談については、相談者の立場に立って誠実に対応し、要件を充足しているものについては、迅速に受理すること。また、告訴・告発の要件検討に際しては、複雑な事案で一定の財務捜査を経なければ事件性が判然としないなど特別な事情がある場合を除き、最初の相談日から3箇月以内に受理又は不受理の判断を行うよう努めるものとし、3箇月を経過するものについては、その理由を確認の上、速やかな対応について、必要な指導を行うこと。

なお、警察署における取扱いについては、刑事課の係長以上の者が対応し、刑事課長において要件充足性を適正に見極め、警察署長指揮の下、受理又は不受理の判断をすること。

また、都道府県警察を挙げて告訴・告発の処理体制を確保し、未処理事件が滞留している警察署については、必要に応じて本部捜査第二課員を派遣して集中的に処理するなど、効率的に対応すること。

2 警察本部による指導・管理

本部捜査第二課においては、引き続き、告訴専門官を中心とした専門指導体制の

充実・強化を図るとともに、「告訴・告発の受理体制及び指導・管理の強化について」（平成24年12月6日付け警察庁丙刑企発第103号ほか）に基づき設置されている「本部告訴・告発センター」等と緊密に連携し、警察署における告訴・告発の相談段階からその内容を把握し、例えば特段の事情もないのに、捜査によらなければ解明できないような事項についてまで相談者に疎明資料の提出を求め、それがなされないことを理由に受理を拒むといった不適切な対応がなされていないか確認すること。また、事実関係が複雑で、受理に当たって慎重な検討を要すると認められる案件については、当該警察署に対して、その擬律判断、疎明資料、受理の可否等についてきめ細かな指導を行うこと。

加えて、警察署における捜査の進捗状況の把握については、書面報告のみによることなく、案件に応じて現地指導を実践し、捜査方針の樹立をはじめ早期処理に至るまでの各段階における具体的な捜査指導を行うこと。

3 警察署における体制の確保及び知能犯捜査員の育成

警察署知能犯捜査係の業務負担状況を的確に把握し、事実関係が複雑な案件については、知能犯捜査経験が豊富な捜査員を充てるなど、捜査員の過重な負担を解消するとともに、負担が平準化するよう体制を見直し、警察署の業務実態に応じた告訴・告発の取扱体制を確保すること。

また、告訴・告発の取扱いは知能犯捜査の原点であるという認識に立ち、告訴・告発に係る事案の的確な見極めと事案に応じた適切な事件化等の対応を通じ、知能犯捜査員の知識・技能の向上に努めること。

4 警察庁との緊密な連携

大きな社会的反響が予想される事案や全国的に波及する事案等の告訴・告発については、最初に相談を受理した段階で、速やかに警察庁に報告するなど緊密な連携を図ること。

5 検察庁との連携

告訴・告発の処理に関して、検察庁との検討会を適宜開催するなど、検察庁と連携し、効率的に対応すること。

検察庁との検討会においては、特に難解な事案や捜査を尽くしても進展が望めないような事案について、案件ごとに具体的な処理方針や必要な捜査事項を十分に打ち合わせるとともに、必要に応じて捜査第二課長自らが検察庁と協議するなど、早期処理の実現のために必要な対応を行うこと。

6 適時適切な評価と士気の高揚

告訴・告発の評価に関しては、相談の取扱状況、事件受理・処理件数及び事件処理の困難性等の検挙功労を総合的に勘案するとともに、地道な努力により長期未処理事件を解決する等の潜在的な功労も見逃すことなく、迅速適正な取扱いの推進に寄与したと認められる警察署や捜査員を積極的に賞揚すること。